

(第1面)

産業廃棄物処理計画書													
2024年 6月 25日													
石川県知事 馳 浩 殿													
提出者													
住 所 石川県白山市鹿島町ろ96番地1													
氏 名 小太郎漢方製薬株式会社美川工場													
工場長 今村 政博													
電話番号 076-278-5821													
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。													
事業場の名称	小太郎漢方製薬株式会社美川工場												
事業場の所在地	石川県白山市鹿島町ろ96番地1												
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日												
当該事業場において現に行っている事業に関する事項													
①事業の種類	医薬品製造業(漢方エキス剤製造)												
②事業の規模	資本金 5億1000万円												
③従業員数	175人												
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table><tr><td>・動植物性残渣→堆肥</td><td>・廃油(普通産廃)→焼却</td></tr><tr><td>・廃プラ類→RPF</td><td>・廃油(特管産廃)→焼却</td></tr><tr><td>・汚泥(排水処理)→脱水→セメント原料</td><td>・廃酸(特管産廃)→中和</td></tr><tr><td>・汚泥(廃棄粉末類)→脱水→セメント原料</td><td>・廃ランプ→再生利用</td></tr><tr><td>・汚泥(廃棄薬品類)→焼却処分</td><td>・ガラスくず→埋め立て</td></tr><tr><td>・木くず→再生利用</td><td>・金属くず→再生利用</td></tr></table>	・動植物性残渣→堆肥	・廃油(普通産廃)→焼却	・廃プラ類→RPF	・廃油(特管産廃)→焼却	・汚泥(排水処理)→脱水→セメント原料	・廃酸(特管産廃)→中和	・汚泥(廃棄粉末類)→脱水→セメント原料	・廃ランプ→再生利用	・汚泥(廃棄薬品類)→焼却処分	・ガラスくず→埋め立て	・木くず→再生利用	・金属くず→再生利用
・動植物性残渣→堆肥	・廃油(普通産廃)→焼却												
・廃プラ類→RPF	・廃油(特管産廃)→焼却												
・汚泥(排水処理)→脱水→セメント原料	・廃酸(特管産廃)→中和												
・汚泥(廃棄粉末類)→脱水→セメント原料	・廃ランプ→再生利用												
・汚泥(廃棄薬品類)→焼却処分	・ガラスくず→埋め立て												
・木くず→再生利用	・金属くず→再生利用												

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>(管理体制図) 統括責任者：美川工場長 廃棄物管理責任者：工場管理部課長 廃棄物担当者：庶務課課員 《活動概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理計画の策定 ・ 廃棄物処理方法の把握と改善 ・ 処理業者の現地確認 契約書の締結 ・ マニフェストの交付・管理 ・ 社員教育の実施 	<p>○自社の環境方針に基き、下記の項目に取り組む 《基本概念：ゴミを出さないもの作り》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境マネジメントシステムへの継続的な改善に努める。 ・ 資源を有効利用すべく「3R」を推進する。 ・ 関連する法令、規則及び当社が規定する事項を遵守する。 ・ 環境保全の為、社内及び協会関連会社への啓蒙を行う。 <p>○環境目標と行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の発生抑制、再資源化、使用エネルギーの低減を図る。 	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣など
	排 出 量	2,270.0 t t
	（これまでに実施した取組） 動植物性残渣の水分除去による減量化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣など
	排 出 量	2,300 t t
	（今後実施する予定の取組） 動植物性残渣の水分除去による減量化を推し進める	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラ類、汚泥類（汚泥、粉末）、木くず類、ガラス類 廃棄物置場の区画を明確にし、表示している。分別指導を実施	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記の取組みを継続し、産業廃棄物の減量に努める	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	20 t	5 t
	(これまでに実施した取組) ・工場内で動植物性残渣の一部を堆肥化し、自社の緑地や薬草園に利用している ・廃プラの一部のビニール袋を全社でゴミ袋として利用する		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	廃プラ類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	20 t	6 t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t		0 t	
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t		0 t	
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	動植物性残渣	汚泥類	廃プラ類	その他(木くず、ガラスくず等)
	全処理委託量	2,270.0 t	46.0 t	7.7 t	9.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	838.9 t	23.0 t	0.2 t	8.9 t
	再生利用業者への処理委託量	1411.1 t	23.0 t	7.5 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	t	0 t
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 動植物性残渣で作る堆肥は、安全な土づくりの資材として高評価を得ている。環境保全に努める農家の資材として安心して使っていただけるように協力指導している ・ 他の産業廃棄物は継続して「3R」に努めている 					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	動植物性 残渣	汚泥類	廃プラ類	その他(木 くず、ガラ スくず等)
	全処理委託量	2300 t	40 t	14.0 t	11.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	880 t	40 t	0.4 t	10 t
	再生利用業者への 処理委託量	1420 t	0 t	13.6 t	1.7 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の環境方針を遵守し、継続して「3R」に努める。 ・ 産廃業者の中間処理施設、最終処分場の現地確認を実施すると共に産廃業者に情報提供していただく ・ 動植物性残渣を使用し栽培している農家には当社が規定している「使用に関する注意事項」が守られているか、定期的に使用農園、農地、堆肥置場の確認をする。 				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。